

明石市からのお知らせ

2025 年 11 月 1 日より 特例屋外広告業の届出が オンラインで手続可能になりました

明石市では、屋外広告物条例に基づく「屋外広告業特例届」及び「屋外広告業届出事項変更届」の手続きについて、オンラインによる届出が可能になりました。

※2026 年 3 月 31 日までは従来どおり窓口持参又は郵送での届出も受付できます※

オンラインによる届出の流れ

Step 1

明石市 HP「あかしオンライン手続きポータル」
または下記 URL・二次元コードから
「特例屋外広告業届出フォーム」へアクセス
してください



<https://logoform.jp/form/eHmi/1285854>

Step 2

必要事項の記入と届出に必要な図書を添付してフォームを送信してください



訂正等が必要な場合は
メール等でお知らせしますので
フォームを再送信してください

Step 3

後日、受付年月日・受付番号が付与された届出書控えがメールで通知されますと手続き完了です

◆変更・更新についても同様に手続きできます◆

お問い合わせ



都市局都市整備室都市総務課
〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号 TEL078-918-5037